2　内部格付手法採用最終指定親会社が、第百九十七条第一項及び第二項の規定に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

一　当該保証について契約書が作成されていること。

二　保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。

三　保証人の債務が、保証の額及び趣旨の範囲内で完全に履行されるまで有効であること。

四　保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、保証が第九十四条第四号に掲げる条件を満たしていない場合であって、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第百九十七条第一項及び第二項の規定並びに当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

（調整に関する基準）

第二百条　第百九十七条第一項又は第二項の規定に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる性質のすべてを満たす明確な基準を設けなければならない。

一　信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

二　保証債務を履行する保証人の能力及び意思を勘案したものとなっていること。

三　予想される支払のタイミング及び保証に基づく債務を履行する保証人の能力が、債務者の返済能力とどの程度の相関を有するかを勘案したものであること。

四　保証と被保証債権の通貨の不一致及びその他これに類する事由により債務者に残存するリスクの度合いを考慮したものであること。

（クレジット・デリバティブについての取扱い）

第二百一条　第百九十七条から前条までの規定は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保証」とあるのは「クレジット・デリバティブ」と、これらの規定中「保証人」とあるのは「プロテクション提供者」と、「被保証債権」とあるのは「原債権」と読み替えるものとする。

2　第九十四条から第九十七条まで及び第九十九条の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社がクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質のすべてを満たす基準を設けなければならない。

一　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合をプロテクションの参照債務が原債権と同一である場合に限定していること。ただし、原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）が発生した場合に、最終指定親会社等がクレジット・デリバティブに基づく支払を受けることができ、かつ、第九十六条第五号に規定する法的に有効なクロス・デフォルト条項等を設けている場合は、この限りでない。

二　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法は、決済その他の仕組み（支払の程度及び当該支払に要する期間に係る規定を含む。）に起因するリスクを保守的に考慮したものであること。

第六目　EADの推計

（EADの推計方法）

第二百二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第百三十四条第二項及び第百四十二条第一項ただし書の規定により信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。

一　デフォルト事由発生前後において債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーのLGD推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二　オフ・バランスシート項目のEADの推計方法がエクスポージャーの種類によって異なる場合、エクスポージャーの種類の区分が明確になされていること。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質のすべてを満たすものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一　類似のエクスポージャー及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均であること。

二　推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、保守的な修正を行ったものであること。

三　デフォルトの頻度とEADの大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、より保守的な修正を行ったものであること。

四　景気循環の中でEADの推計値の変動が激しいエクスポージャーについては、景気の下降期に対して適切なEADの推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、景気の下降期に対して適切なものであること。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質のすべてを満たすEADを推計する基準を設けなければならない。

一　信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

二　当該内部格付手法採用最終指定親会社が信頼性のある内部分析に基づき、EADに大きな影響を与えると考えられる要因を勘案するものであること。

三　当該内部格付手法採用最終指定親会社は、前号に掲げる要因がEADの推計値に与える影響を分析できること。

5　内部格付手法採用最終指定親会社は、EADの推計の対象となるすべての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直さなければならない。

（監視）

第二百三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

一　誓約条項違反又はテクニカル・デフォルト事由等の支払不履行に至らない債務不履行事由が生じた場合において、追加的な引出を停止する能力及び意思を有すること。

二　エクスポージャーの額、コミットメントに対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための適切なシステムと手続を具備すること。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等）

第二百四条　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の各データの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、EADを推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

3　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、EADを推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。